

平成29年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第5回 理事会議事録

招集年月日 平成30年 3月 9日(金)
開催日時 平成30年 3月23日(金) 午後1時56分から午後3時19分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室
出席理事名 石田 進、今郡利夫、高安俊昭、柳堀 弘、木内久子、信太俊浩、中嶋正子、
千葉千恵子、原 直俊、岡野一男、田松庄太郎、野村みさ子、浪川浩之、卯月秀一
欠席理事名 小島真知子、大槻邦夫、花田三男、坂下弘之
出席監事名 中山照明、徳永正克

出席予定者が揃ったため、定刻より早く、平成29年度第5回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。

理事総数18名中14名の出席により、定款第30条第1項に定める定足数を充たし、理事会が成立していることを確認した後、石田会長から挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・石田 進(会長)

本会議の議事録については、定款31条第2項により、会長及び監事の記名押印になることを事務局から説明した。

○議 事

報告第1号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画(社協発展・強化計画)実施1年次の進捗状況について

※事前に資料が送付されているため、説明は重要事項のみ。

(事務局：相良) 会議資料P.1に本案件の提案理由が、そして別冊で経営改善計画策定指針に基づく行動計画実施1年次の進行管理、こちらに今回、内容をまとめさせて頂いております。この行動計画につきましては、平成28年度、前年度の年度はじめに神栖市より策定の指示を頂いたことを受けまして、当時の理事会及び評議員会で提案を致しまして、その後2つの専門委員会を理事会の中に立ち上げ、5、6、7、8、9、10月と半年近くをかけて策定して参りました。この計画は3年間の実施計画となっております、平成29年度はその実施計画の1年次目となります。すでに中間報告につきましては、9月に開催を致しました理事会の中で皆様にご報告をしたところがございます。そのときにはまだ、後期に実施予定である内容等もございましたので、今回のご報告では最終的な平成29年度の1年次の計画がどこまで進んだのか、というところを事務局内部で評価を致しましたので結果報告という形で説明をさせていただきます。

【詳細の内容は資料 経営改善計画策定指針に基づく行動計画(神栖市社協発展・強化計画)実施1年次の進行管理(平成29年度最終報告)に沿って説明した】

質疑はなかったため、報告済みとされた。

議案第1号 神栖市社会福祉協議会 平成30年度事業計画(案)について

(事務局：荒井) 会議資料2ページに今回の議案の提案理由がございます。資料の内容につきましては、別冊で用意を致しました、平成30年度事業計画書及び収支予算書をもとに説明をさせていただきます。事業計画の基本方針と致しましては、平成30年度は第4次地域福祉活動計画の4年次目となります。また、発展・強化計画の実施中間年次にもあたります。本会に求められます、地域福祉を

推進する中核的な専門機関としての役割をさらに発揮して地域住民の安心した暮らしを応援して参ります。活動の中心は引き続き、行政や他の機関では取り組むことが困難な課題に対応していく中で、相談支援体制の整備をはじめ、支援の手の届きにくい福祉分野の向上を図っていくものです。

【詳細の内容は資料 平成30年度事業計画及び収支予算書（案）P.1～P.9に沿って説明した】

一質疑一

（柳堀理事）資料P.2、3. 専門相談事業について、相談窓口を設置しての相談事業と訪問しての相談事業とあるんですけども、平成29年度の相談の実績というのはどういう状況なのでしょう。相談窓口ごとにできますか。

（事務局：荒井）まず、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって担っております、総合相談の件数についてです。全ての相談の件数になりますが、2月末の段階で1,066件の相談が寄せられております。そこからさらに踏み込んだ相談について、専門相談という窓口に変更して相談し直してもらうものも含めて展開しているところです。その中の専門相談については、まず障害者の方に特化した相談が障害者地域生活支援センターの運営ということになりまして、その相談の対応に関しては、窓口にはらしていただくもの、電話での相談、また、窓口には来られないというときには、家まで出向いて対応する、その3つを含めまして、2月末の段階で672件対応しております。それと波崎地区で移動相談の展開をはじめました、こころの相談に関しては、常設で神栖本所と波崎支所で同じように来所していただく形、電話、出向く形と行っているのですが、2月末の段階で142件です。いわゆるメンタルの部分に不安を感じている方からの電話相談も含めた内容です。移動相談に関しましては、今年の1月から波崎東小学校の跡地にできた波崎東ふれあいセンターで出張して対応しているのですが、1回目は相談窓口を開設しましたと言っても認知度が低いだろうということで、まずはこういう窓口を設置しましたということで精神障害についての勉強会を開催しました。2月は月1回の移動相談を開催したところです。2時間の開設時間で2件ほど、こころの相談という形でご相談にみえて対応させていただいた経緯がございます。総合相談に関しましては以上のような状況です。

（柳堀理事）これらの相談に乗っている相談員さんは、何人くらいで対応しているのでしょうか。職員の皆さん全員が対応しているのでしょうか。

（事務局：荒井）神栖本所では本所地域福祉推進センターの職員で対応しております。その職員に関しては、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有して相談援助のスキルのある職員が対応しております。神栖本所では6名体制で、波崎支所では3名体制で込み入った相談の対応をしている状況でございます。

（柳堀理事）相談員については、研修されているようでありますけれども、一般的な悩みごと相談とはまた違った、こころの問題だとか、障害の問題だとか、そういった技術的、専門的な知識が必要になってくると思います。しっかりと研修をしていただいて、大いに対応していただければと思います。それから、こころの相談が波崎東ふれあいセンターで波崎東小学校の跡地ですよね。悪くはないと思いますが、もっといい場所があれば、東小学校の跡地が悪いという意味ではありませんが、もう少しいい環境で相談ができればなと思います。私の感想ですけども。

（事務局：橋田）ご意見ありがとうございます。場所に関しても、悩みが引きこもりの方をメインに考えていましたので、あまり目立たない場所を相談場所を選んだつもりです。決して、波崎東ふれあいセンターが目立たないというわけではないのですが、そのものずばりの看板を掲げているもので、特に引きこもりのご家族を持っている方の相談をお受けしますというように広報紙にも掲載しておりますので、そうするとあまり目立つところというよりも、来やすい様な場所を設定して、探してやっていきたいと思っています。また、後は電話でいただいたときに喫茶店で待ち合わせしたいとか、こういう場所ならお話しできるという場所に我々が出向く形で相談を受けるといこともやっていく予定でおりますので、いくつか工夫して進めていきたいと思っております。

（柳堀理事）了解しました。ありがとうございます。

（中山監事）資料P.8、V. 法人運営についてなんです、ご存知のように社会福祉法人は全国の財団法人社団法人の部分をもっと真似てやっていこうということで社会福祉法が改正されたわけですね。神栖社協は早くにやっていますけれど評議員も必置になったわけですね、逆に言うと、理事、監事は

そのまま同じで、仕事の内容はこういう風になっていますということですが、普通、理事っていうのは取締役みたいなもので、評議員は、出資はしていませんけれども株主のような感じなんです。ということからしまして、1点目の質問ですが、いろんな事業、今やっていますけれども、こういうことについて理事の皆さん何人かには、何かご意見とかご相談とかしたことがあるのでしょうか。というのは、理事っていうのは、今後の組織からしますと、全員で全員のものを見るのではなくて、何人かは重点的な事業について、3人とか4人、理事さんがあたって、それでいろんな意見も聞くとか、あるいは現場にも来ていただくと。現場というのは「王様が見る場所」と書くわけですから。理事が最終決定をしますので、そういうこともするとか。法人の運営と通り一遍で書くのではなくて、具体的な展開で理事の皆さんには、こういうこともしていただくことが必要なのではないのでしょうか。監事は当然、理事の人がどういうお仕事をされているのかというのをチェックするのが監事の仕事ですから。そういった組織の見直しを考えていただいて、いつも皆さんがやっている仕事をするのではなくて、我々も一緒に仕事をしていくというようなことを平成30年度の部分では難しいかもしれないけれど、いずれ検討してやっていく必要があるのではないかなという感じが、この組織運営の中でいたします。先ほど言いましたように、社会福祉法が変わって、公益財団法人のようなことにしていこうと決まった訳ですから、そういう部分を含んでご検討をぜひしてもらったと思います。最初の質問で、単純なことですけれども、今、やっている事業で、理事の皆さんにご相談されたとか、何人かに集まってもらって検討したとか、今年度そういうことはあるのでしょうか。

(事務局：橋田) 具体的な取り組みに関して、理事・監事の皆さんにご相談という形で具体的な動きをしたということはありません。基本的には、事業計画の案を作る、事業報告、経営改善計画の中間発表を通じてその中からご意見をいただいて、改善すべき点は改善し、方向性を変えるべきところは変えようとそういった動きをとっております。ご質問いただいたように理事会が財政部会や事業部会などある一定の役割を持つ部会に分かれ、それぞれの部会に説明をし、助言をいただいて、物事を進めていく形はまさに理想の形だと思いますので、今回ご質問をいただきながら実現できるような形で会長、常務理事とご相談させていただきながら、また再度、理事会の中で案として提案できればと考えております。

他に質問はなかったため審議に入り、議長を除き賛成13名、反対0名で議決された。

議案第2号 平成30年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第3号 平成30年度 公益事業区分 収支予算(案)について

(事務局：相良) 会議資料P.3に議案の提案理由を記載させていただいております。ただいまご審議、決議をいただきました、事業計画を実現していくためのお金の動きについてまとめたものが予算案でございます。来年度の事業予算につきましても平成30年度事業計画に基づいて編成させていただいたところです。具体的な予算案に入る前に今回、予算編成にあたって社協が持っている積立金の一部を処分し、活用する計画としておりますので、まずはその説明からさせていただきます。会議資料のP.3に2点記載しております。1点目は、現在、神栖社協で6,000,000円持っております財政調整積立金のうち、2,000,000円を取り崩して、平成30年度の事業経費に充てていくものです。こちらを取り崩す大きな理由としましては、平成30年度の市からの法人運営助成金の要望を、昨年秋にしていたのですが、最終的な決定の中で要望額に対して、マイナス4,490,000円と減額の決定がされました。それを受けまして、予算全体の見直しを図り、他の財源で対応できる部分と経費自体を見直しして対応する部分と工夫をしていったのですが、それでもやはり、2,000,000円ほど財政調整積立金から取り崩して費用に充てていく必要がございましたので、まずこちらを取り崩すことについて、お諮りをするものでございます。もう1点は福祉活動基金です。こちらは現在、138,000,000円保有をしております。そのうち2,000,000円を取り崩して、1つは福祉後見サポートセンターかみすや福祉感謝会など、今ある事業の充実・拡大のために直接充てていくということと、もう1つは、元々この基金の果実を運用して市内のボランティアサークルや小中学校へ助成していたのですけれども、そちらの

助成の財源として、この基金の原資を直接充てさせてもらうというような形で、合わせて2,000,000円を福祉活動基金から取り崩させていただくという内容です。

【詳細の内容は資料 平成30年度事業計画及び収支予算書（案）P.10～P.21に沿って説明した】

—質疑—

（柳堀理事）神栖市からの法人運営費助成金減額ということで、要望した金額より4,490,000円減額になったと。その理由はなんですか。

（事務局：相良）我々も市の予算書の議会提出用の資料で初めて減額だと気づいたというところですが、担当課に確認したところ、特にこれだという理由の説明はありませんでした。全体として5%程度のカットというような状況となっております。そこまでしか事務局としては伺っておりません。

（柳堀理事）特に社協の方でペナルティを下されたとかそういうことではないんですね。

（卯月理事）市の方としてもそういった形ではありません。

（柳堀理事）わかりました。もう1点伺います。資料P.11、予算見積書の方の数字になりますが、社協職員設置費収入が前年度比マイナス1,163,000円、これはどういうことなのか。もうひとつ、介護予防報酬収入が0になっている。これは何故0なのか。その2点です。

（事務局：相良）ただいまご質問があったのが、事業計画書P.11～12にかかる予算の内訳の部分です。その中のP.11にある、経常経費補助金収入の中の社協職員設置費収入が前年度予算と比べてマイナスになっているということです。ここが具体的に先ほど説明いたしました、4,490,000円減額になってしまった部分で、元々の要望の時点では、79,878,000円の要望をしていたところでございます。ここが減額になってしまったところと、あとは前年度と比べて、下がっているところですが、平成30年度予算の中では平成30年度中に社協の職員を1名採用する計画で当初予算、秋の時点では組んでおりました。こちらが今回の減額を受けて、見直さざるを得なくなってしまったので新採の職員について補助金を要望していたところを削除した関係で結果として、差異として現れております。また、職員設置費につきましては平成28年度末に正職員が1名退職をしまして、平成29年度中に1名新人を採用したのですが、それぞれの元々の人件費の差がそのまま人件費の予算の減額や補助金の減額にも繋がっておりますので、そういった関係もあって、前年比マイナスの編成となっております。2点目がP.11、介護保険事業収入の中のP.13、上から2行目、介護予防報酬収入が0になっているところでございます。こちらは、介護保険制度の改正がされまして、これまで介護予防訪問介護事業といわれていたものが日常生活支援総合事業という形に制度が切り替わりました。それを受けて元々介護予防のお客様からいただいていた報酬が全てP.13に登場する介護予防・日常生活支援総合事業収入に科目が移動しておりますので予防の方が0になって、日常生活支援総合事業予算が平成30年度予算から登場しているという形になっております。

（中山監事）細かいところで申し訳ないのですが、P.13支出の中の人件費で、非常勤職員の人件費を、4,400,000円前年度より減らしますと。ということは職員の数を減らすか何かだと思うのですが、今、政府は、生産性革命や働き方改革だったり、賃金を3%くらい上げなさいとなっている。ということは、非常勤やパートの方についても10円くらい時給を上げなさいとなっている中で、おそらく一般の方だと940円の時給となっていますからあまり変わっていない、ということで前年に対して、職員やパートの方に対して賃金を上げているのか、疑問を感じます。前とあまり変わっていない気がします。前年度の予算から見ますと、収入が216,502,000円で人件費が186,473,000円ということは人件費で86.1%。今年は、人件費率83.7%に下げると。人件費を下げて効率よく、事業を展開するということだと思うんですけどもその割には、法定福利費ですが人件費全体の中での10.2%。社会福祉法人は14～15%なんですね。ここは、11～12%ぐらいなんですね。1つは人件費が下がっているのに、法定福利費が上がっているわけです。何が理由かわからないのですが、おそらく非常勤の方の部分のマイナスのところ例えば、4時間勤務の人が辞めましたので法定福利費だけ上がって、人件費が下がっている。この原因は何なのかというのが1つ。それから、人件費については、非常勤の方の賃金について今年度はどのようになっているか、2点教えてもらいたいです。

（事務局：相良）予算書P.13、人件費支出の中の、非常勤職員給与の支出が前年比より下がっている

というのと、逆に法定福利費が上がっているというご指摘であったと思います。この人件費支出は、委託で頼んでいる専門職も含めて52名分で構成してありますので、細かい内訳はすごく複雑にはなってくるのですけれども、大きな理由で申し上げます。まず、非常勤職員の給与が下がっているのは、パートからいわゆる常勤職員、月給者に格上げになった方が4月から1名いますので、その分、非常勤職員が少なくなって、月給が増えます。当然、法定福利費が発生する職員になりますので、そちらが増えてきます。その他にパート職員でホームヘルパー事業が縮小傾向にありますので、そちらの人件費が少なくなっており、1名契約終了になる職員もおりますので減ってきます。あとは、非常勤職員給与の中には、社協の本部で実施しております、精神保健デイケア事業に従事していただく作業療法士に対する賃金も含まれているのですが、平成30年度は作業療法士にお願いする分を少し圧縮しましたので、減額になった一番の理由はその部分だと思えます。それ以外のパートの職員については、特に大きなリストラをしたとか、そういう状況ではありません。なお、賃金については、この後の議案で少し説明をするのですが、非常勤職員就業規則の改正案の中に今のパートの方々の賃金の状況が入っておりますので、そちらをご確認いただければと思います。ちなみにこの後の議案になりますが、理事会資料のP.8に非常勤職員の賃金に関する規定を載せております。

他に質問はなかったため審議に入り、議長を除き賛成13名、反対0名で議決された。

議案第4号 常勤職員就業規則の一部改正（案）について

議案第5号 非常勤職員就業規則の一部改正（案）について

（事務局：相良）今回ご審議いただく就業規則の改正については、正職員以外の非正規雇用となっております。常勤職員と非常勤職員にかかる就業規則の改正です。いずれもこれまでは、1年契約の更新という形でそれぞれ労働契約を進めてきたところです。ちなみに常勤職員というのは市でいうところの嘱託職員に近い雇用形態になっておりまして、月給制で社会保険にも加入するという方です。また非常勤職員については、いわゆるパート職員で、時給制で働いていただく職員です。いずれもそれぞれ別個の就業規則を設けております。労働契約法が平成25年4月に改正されまして特に大きな改正の理由は無期雇用への転換ということです。平成25年4月から5年を超えて反復雇用されている職員については、その従業員から申し出があった場合は期間の定めのない雇用に転換をさせなければならないというのが労働契約法の改正内容です。それを受けて平成25年から5年目が平成30年4月になりますので、平成30年4月の労働契約の締結に先立って、今回該当箇所の修正をさせていただくことが大きな改正の理由です。また、この2つの就業規則については現在、届け出により実施しております。社会福祉協議会の労働者派遣事業、こちらが届出制から許可制に切り替えが図られました。神栖市社協はこれまでは特定の派遣事業者ということで常用雇用労働者のみで届出を受けていたのですが、これからは全て、いわゆる派遣業としての許可を得る必要があります。そのために必要な就業規則の裏付けということで全ての職員が派遣労働の可能性があるという文言を加えるという大きな2つの提案理由から改正をするものでございます。

【詳細の内容は会議資料P.5～P.9に沿って説明した】

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成13名、反対0名で議決された。

議案第6号 職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正（案）について

（事務局：相良）職員の育児・介護休業等に関する規則、こちらの規則は正職員で有る無しに関わらず、全職員統一の規則として制定をしているものでございます。こちらでも育児・介護休業法の改正がされ、それに伴って、該当箇所を改正する内容でございます。特に大きな改正としましては、保育園等に入れないなどの場合には申出によって、これまで1歳6ヶ月までだったのが、2歳まで育児休業

の延長ができるという内容と、同じく介護休業の取得についても、これまでは1介護者につき、1回までであったのが、分割で3回まで取得可能となったことと、取得要件についても育児休業とかなり近い形で取得しやすく改正がされておりますので、そういった法改正に合わせた形で本会規則の該当箇所を変えているものでございます。

【詳細の内容は会議資料P.11～P.15に沿って説明した】

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成13名、反対0名で議決された。

議案第7号 社協の保険「役員等賠償補償」加入に伴う管理職従業員の選任について

(事務局：相良) 社会福祉協議会が加入している保険に新たに追加をするという内容です。社会福祉協議会では全ての社協業務にかかる賠償補償、損害補償、また役職員の業務中傷害補償として全国社会福祉協議会が一括で契約者となっている、「社協の保険」というものに入っております。これは全国の市区町村社協は全社協から案内をされて加入する基本的な保険となっております。昨年度からは社会福祉法の改正に合わせて、役員個人が被る損害を補償する保険が新たに作られました。神栖社協でも平成29年度4月からこちらの保険にも加入し、万全な体制をとっています。平成30年4月からは役員の賠償補償にかかる被保険者の範囲が拡大されますという案内が来ております。具体的には、理事、監事、評議員だけでなく、理事会で選任された重要な職員もこの保険の補償対象に含めて良いという内容となっております。こちらの保険の手引きの方には、例えば、施設長であったり保育園でいえば園長であったりを想定したプランのようですけれども、社協でいうと、事務局長であったり、今はありませんが事務局次長であったり、支所長及びセンター長が該当してくると思われま。こちらの保険の適用範囲に含めるには理事会で選任をいただくことが、要件となってきますので平成30年度も引き続き役員等賠償補償へ加入させていただくとともに、管理職従業員として、事務局長の橋田勝と波崎支所長の篠塚たか子の2名を補償の対象に加えることについてお諮りするものでございます。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成13名、反対0名で議決された。

議案第8号 平成29年度第3回評議員会の招集について

(事務局：相良) 評議員会の招集については理事会の決議事項とされております。第3回評議員会の招集につきましては、前回の理事会の中でも3月頃、事業計画及び収支予算案について審議をいただく予定だと決議をいただいておりますが、日時と場所、議事案件が決定いたしましたので改めて決議をいただくものでございます。平成29年度第3回評議員会につきましては、平成30年3月27日(火)午後2時より、神栖市保健・福祉会館、研修室において実施をするものです。議事案件につきましては、何名か3月末で退任する役員の方がいらっしゃいますので、補欠役員の選任が1件、その他、平成30年度事業計画案、収支予算案の承認ということで、全部で議案4件となっております。なお、事業計画案及び収支予算案につきましては本日常理事会で決議をいただきました内容を評議員会でも承認いただくものでございます。評議員40名に招集をする予定でございますので決議をお願いするものでございます。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成13名、反対0名で議決された。

その他

(柳堀理事) 説明を聞き漏らしたのかもしれませんが、議案第4号、第5号の就業規則の変更のところで無期雇用の転換において、労働契約法の改正が平成25年4月であって、それがなぜ今になって、就業規則の改正に至ったのでしょうか。

(事務局：相良) 労働契約法の改正は、施行は平成25年4月からだったのですが、実際には、5年を超えて継続雇用というものの起点が平成25年4月からはじまる労働契約ということにされておりました。その5年後がちょうど、平成30年4月になりますので、他の事業所についてもそれを目処に規則の改正を図っているところだと思います。

事務局より、大槻理事、卯月理事、高安常務理事の3名については、この3月末をもって理事職を退任されることが報告され、本日が最後の理事会出席となる、卯月理事、高安常務理事より挨拶をいただいた。

(卯月理事) ただいま事務局の方から説明がありました通り、本日の午前中に4月1日付けの異動の内示がありました。私の方は教育委員会の方に異動という形になりました。2年間、皆様方にはいろいろお世話になりました。今後もいろいろお世話になる機会があると思いますけれどもよろしく願いいたします。

(高安常務) 私は平成28年から常務理事ということで、皆様方には社協の経営改善計画、社協の運営これらについて多大なるご理解、ご支援、ご指導をいただきました。本当にありがとうございました。これから私も地域の一人の市民として社会福祉事業に、微力ではございますが貢献していきたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。

(事務局：橘田) 最後に1点、事務局より事務連絡がございます。後任理事は3月27日の評議員会において選任される予定ですが、常務理事の選出につきましては、理事会の決議案件となっております。ただし、新しい常務理事の選出に関しましては、理事会は開催せず、全理事からの書面によりお諮りいたしますのでよろしく願いいたします。なお次回の理事会は5月下旬の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、平成29年度第5回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。